

みんなで助け合い 地域で元気に暮らせる 社会をめざして

第四次須坂市障がい者等
長期行動計画

須 坂 市

目次

第四次須坂市障がい者等長期行動計画の概要	1
第四次須坂市障がい者等長期行動計画の施策体系	4
障がい者施策の現状と課題、施策の方向	5
第1章 地域で共に生活するために	6
第1節 住まいの確保	7
第2節 働く場・活動の場の確保	8
第3節 生活安定のための施策の充実	8
第4節 介護等のサービス供給体制の充実	9
第5節 在宅介護支援体制の充実	10
第6節 施設サービスの充実	11
第7節 障がいの予防・早期発見体制の充実	12
第8節 医療の充実とリハビリテーションの充実	13
第9節 保健・医療・福祉活動の基盤の充実	14
第10節 障がい者団体との連携	15
第2章 自分らしく生きるために	16
第1節 療育体制の整備	17
第2節 障がい児の教育の充実	17
第3節 生涯学習の振興	18
第4節 社会的リハビリテーションの充実	19
第5節 雇用の促進と安定	19

第3章 安心して生活するために	21
第1節 まちづくりの総合的推進	22
第2節 住宅・生活環境の整備促進	22
第3節 交通・移動対策の充実	23
第4節 災害対策の充実	24
第5節 コミュニケーション手段の充実	25
第4章 うるおいのある生活をめざして	26
第1節 スポーツ活動の振興	27
第2節 レクリエーション活動の振興	27
第3節 芸術文化活動の振興	28
第5章 相互の理解を深めるために	29
第1節 相互の理解の促進	30
第2節 権利擁護のための施策の充実	31
須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱	32
須坂市障害福祉計画策定等懇話会名簿	33

計 画 の 概 要

須坂市では、障害者基本法に基づき、平成23年度に「第四次須坂市障がい者等長期行動計画」を策定しています。計画期間は平成23年度から10年間ですが、社会環境の変化が大きいと予想される前期5か年の終了時に法律の施行及び改正、社会情勢の変化等による必要な事項の見直しを行いました。

1 策定の趣旨

ノーマライゼーションの理念の普及や社会経済情勢の変化などにより、障がい者の自立は、単に経済的・身体的などの自立という観点のみでとらえるのではなく、「どんなに障がいが高くても、必要なサービスを利用しながら、地域社会のなかで主体的に自己実現をめざすこと」としてとらえることが求められています。

国の新障害者基本計画では、障がいすべての段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念と、障がい者が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会をめざすいわゆる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえつつ施策を推進し、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しえ合う「共生社会」の実現をめざしています。

当市にあっては、昭和60年度より障害者計画により障害者の地域生活を支えるための施設サービスや在宅サービスの充実を図って参りました。新障害者基本計画を具体化し、地域で生活する障がい者の生活支援につなげていくために、具体的な目標を掲げながら計画的に施策を進めてまいりましたが、時代の進展とともに社会参加や生きがいの問題など、様々な角度からの地域福祉の基盤整備が必要とされています。

また、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。当市においては「部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」により、差別をなくす取り組みに努めているところでありますが、障がいを理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、当市における障がい者施策は、リハビリテーションとノーマライゼーションというこれまでの理念を更に広く市民に定着させ、「障がいが高くても地域で当たり前の生活ができる社会を創る」こと、「みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会をめざして」を基本目標に第四次須坂市障がい者等長期行動計画を策定しました。

2 計画の性質

この計画は、障害者基本法に即し策定した障がい者対策に関する市行政の指針であり関係団体や市民に広く理解と協力を求めていく基本計画です。

3 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。社会環境の変化が大きいと予想されますので、前期5か年の終了時に必要な見直しを行っています。

4 基本的な考え方

この計画は、「地域で共に生活するために」「自分らしく生きるために」「安心して生活するために」「うるおいのある生活をめざして」「相互の理解を深めるために」の五つの部門からなり、主な施策について実施目標を掲げ、計画の策定に当たっては次のような基本的な考え方に基づいています。

(1) 障がい者理解の促進

心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるような扱い等の意識の障壁（心の壁）を取り除き、「完全参加と平等」を実現するために、「障がい」及び「障がい者」に対する正しい理解と認識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念に基づいた共に生きる社会の実現をめざします。

(2) 社会参加と自立への支援

個性や能力を伸ばし、生きがいを持って充実した人生を送ることは、すべての人の共通の願いです。

障がいのある人の一人ひとりが、自己実現にむけて主体的に社会参加し、ゆとりとうるおいのある生活を送ることができるよう、社会、経済、文化活動への参加の促進を図るとともに、自立を支援する施策の充実を図ります。

(3) 自立意識の向上

個人の生活は、一人ひとりが豊かな生活を求めて、自らの意志で創りあげていくものです。

障がい者がより豊かで質の高い生活を営むためには、障がい者自身が、日常生活や社会生活の在り方を選択し、決定していくものでなければなりません。

障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、障がい者の自己決定権を最大限に尊重し、自立生活への支援を積極的に進めます。

(4) 人材の養成・確保

市民の福祉に対する需要が多様化、高度化してきたことから、福祉関係専門職の専門的知識及び技術の習得、資質の向上に一層努めます。また、在宅での生活支援が効果的に行えるよう相談援助、介護技術の習得、人権等に関する意識をより一層高めるよう人材の養成・確保を図ります。

(5) まちづくりの推進

障がい者にとって暮らしやすい「まちづくり」とは、だれにとっても暮らしやすく、すべての人のための「まちづくり」であることにほかなりません。

障がい者を対象とした特別な措置を講ずるだけでなく、障がいのある人もない人も社会の構成員として責任を担い、利益を享受できるよう、障がい者の利用や参加をあたりまえのものとした「まちづくり」を推進します。

(6) 3 障害に係る制度の一元化等

従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた福祉制度が一元化されたことにより、遅れていた精神障がい者に対するサービスや発達障がい者に対する障害福祉サービス等の充実を図ります。また、制度のはざまにいる高次脳機能障がい者等に対する支援について国に働きかけます。

(7) 地域での見守り・支えあい

障がい者や要介護認定者、一人暮らし高齢者等を地域で見守る組織である「新・地域見守り安心ネットワーク」が区長を先頭に民生児童委員等が担い取り組まれています。地域で共に支えあえる体制づくりが福祉にとって大切な視点となっています。

第四次須坂市障がい者等長期行動計画の施策体系

基本目標

部 門

重 点 目 標

みんなで助け合い地域で元気に暮らせる社会をめざして

I 地域で共に生活するために

- 1 住まいの確保
- 2 働く場・活動の場の確保
- 3 生活安定のための施策の充実
- 4 介護等のサービス供給体制の充実
- 5 在宅介護支援体制の充実
- 6 施設サービスの充実
- 7 障がいの予防・早期発見体制の充実
- 8 医療の充実とリハビリテーションの充実
- 9 保健・医療・福祉活動の基盤の充実
- 10 障がい者団体との連携

II 自分らしく生きるために

- 1 療育体制の整備
- 2 障がい児の教育の充実
- 3 生涯学習の振興
- 4 社会的リハビリテーションの充実
- 5 雇用の促進と安定

III 安心して生活するために

- 1 まちづくりの総合的推進
- 2 住宅・生活環境の整備促進
- 3 交通・移動対策の充実
- 4 災害対策の充実
- 5 コミュニケーション手段の充実

IV うるおいのある生活をめざして

- 1 スポーツ活動の振興
- 2 レクリエーション活動の振興
- 3 芸術文化活動の振興

V 相互の理解を深めるために

- 1 相互の理解の促進
- 2 権利擁護のための施策の充実

みんなで助け合い
地域で元気に暮らせる
社会をめざして

障がい者施策の現状と課題、 施策の方向

- 第1章 地域で共に生活するために
- 第2章 自分らしく生きるために
- 第3章 安心して生活するために
- 第4章 うるおいのある生活をめざして
- 第5章 相互の理解を深めるために

第1章

地域で共に生活するために

「障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、だれもが等しく住み慣れた家族や地域でお互いに尊重しあいながら、普通の生活ができるようにする」というノーマライゼーションの理念の実現に向けて、住まいや働く場、活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供できるような体制づくりを進めます。



そのため、次の10の重点目標の推進を図ります。

- 1 住まいの確保
- 2 働く場・活動の場の確保
- 3 生活安定のための施策の充実
- 4 介護等のサービス供給体制の充実
- 5 在宅介護支援体制の充実
- 6 施設サービスの充実
- 7 障がいの予防・早期発見体制の充実
- 8 医療の充実とリハビリテーションの充実
- 9 保健・医療・福祉活動の基盤の充実
- 10 障がい者団体との連携

第1節

住まいの確保

現状
と
課題

住宅は市民生活の重要な基盤であり、障がいのある人を含むすべての人々が生涯を通じて安定とゆとりある住生活を実現できるよう、住宅・住環境の整備を行うことが重要な課題となっています。

こうしたニーズに的確に対応し、障がい者の地域での暮らしを支援するためには、ハード面での生活基盤である住まいの確保を図ることがますます重要となっています。

このため、福祉・住宅施策の両面から、障がい者が生活しやすく、かつ、介護者が介護しやすい住宅・住環境の整備を進める必要があります。

施策
の
方向

1 住宅の整備等

- (1) 市営住宅の整備に当たっては、床の段差解消や手すりの設置等を行います。
- (2) 障がい者が市営住宅へ入居する際は、障がいの程度により家賃の減免や、単身入居等の措置を講じます。
- (3) 障がい者・高齢者の身体状況や家族介護に配慮した居住環境の改善を図るため、居室、トイレ、浴室、階段等の整備に助成するとともに、住宅改良の相談・助言を行います。
- (4) 障がい者の住宅内での移動を容易にするため、「手すり」「スロープ」などの日常生活用具を給付します。

2 グループホーム等の充実

- (1) 障がい者に生活の場や日常生活に必要な便宜を提供するグループホーム等の整備を促進します。

第2節

働く場・活動の場の確保

現状
と
課題

障がい者の雇用対策については、障がい者が可能な限り一般就労できるよう、障がいの特性に応じたきめ細かな障がい種類別就労支援対策を講じることが必要であります。

また、一般就労が困難な者については、就労支援対策及び福祉対策の緊密な連携の下に各種サービスの充実を図る必要があります。

施策
の
方向

1 働く場・活動の場の確保

- (1) 就労を希望する障がい者に所得を保障し、障がいの状況に応じた就労支援ができるサービス提供施設の整備や社会との接点となる仕事の場の確保を促進します。
- (2) 障がい者の社会参加の場として、地域活動支援センター等の充実を図ります。
- (3) サービス提供施設等に対し、製品の生産・販売に関する情報提供、販路拡大、具体的な販売の場の確保などの支援を行い、生産活動の振興を図ります。

第3節

生活安定のための施策の充実

現状
と
課題

障害基礎年金等の年金、特別障害者手当等の各種手当は障がい者の生活を保障し、経済的自立を図るうえで大きな役割を果しており、その充実を図ることは大変重要であります。

障がい者の安定した生活基盤をつくり、その社会的自立を促進するためには、雇用の確保とともに、国の年金制度を基本とする所得保障の充実が必要です。

また、各種福祉手当や医療費の助成などの経済的な支援についても一層の充実が求められています。

施策
の
方向

1 年金・手当等の充実

- (1) 障がい者に対する所得保障の柱である障害基礎年金や各種福祉手当等の充実が図れるよう、国県へ要望します。
- (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を行い、障害者や家族の経済的負担の軽減を図ります。
- (3) 福祉のしおりや広報すざか等を通じ、各種の福祉制度の周知を図ります。

2 経済的負担の軽減

- (1) 一定程度の心身障がい児者等の医療費の助成制度の充実により、医療費の負担軽減を図ります。
- (2) 各種運賃・料金の割引制度について有効利用を促進します。
- (3) 障がい者の経済的自立と社会参加を支援するため、生活福祉資金等の制度の周知を図ります。
- (4) 心身障害者扶養共済制度加入者の所得状況に応じた掛け金の補助を行い、加入を促進します。
- (5) タクシー、理容・美容、おむつ利用券給付事業などの充実を図ります。

第4節

介護等のサービス供給体制の充実

現状
と
課題

障がい者が社会生活を送る上での基本的な生活ニーズに対応するため、障がいに応じた各種の福祉サービスの提供を確保することが求められています。

障がい者の高齢化や地域生活志向の高まりなどに伴い、福祉ニーズが多様化するなかで有償在宅福祉サービスの進展や民間事業者による福祉産業への参入など、福祉サービスの供給主体も広がりを見せています。また、従来はサービスの受け手としてのみとらえられがちであった障がい者自身が、自ら必要とするサービスを考え、創り出していこうとする主体的な取り組みも徐々に進んできています。

このため公的サービスはもとより自助・共助にわたる多様なサービス供給体制を整備するとともに、障がい者や家族が必要とするサービスの情報を的確に入手し、主体的に選択できるよう相談支援体制の充実と、ホームヘルパー等の在宅福祉サービス事業の従事者の充実を図るための養成研修の充実が求められています。

施策
の
方向

1 多様なサービス供給体制の整備

- (1) 障がい者のニーズに的確に応えるため、サービス提供事業者の充実を図ります。
- (2) サービス提供の質の確保のため、職員の資質向上を図るとともに、ケアプランナーの充実を図ります。

2 相談支援体制の充実

- (1) 福祉事務所、保健センター、地域包括支援センター、障がい者総合支援センター、生活就労支援センター、須坂市生活就労支援センターまいさば須坂等の相談支援機能の充実を図ります。
- (2) 24時間相談に応じられる体制の整備を図ります。
- (3) 身近な相談相手である民生児童委員等による相談支援機能の充実を図ります。
- (4) 障がい者が自ら福祉サービスの選択を行い、地域生活が可能となるように、サービスのコーディネートを行う相談支援専門員を支援します。

- (5) 各相談支援事業所との連携を一層強めます。
- (6) 須高地域自立支援協議会の充実を図ります。

第5節

在宅介護支援体制の充実

現状 と 課題

障がい者や家族の地域生活を支援するには、ホームヘルプサービス、ショートステイ、放課後等デイサービスなどの各種サービスを質・量ともに一層充実することが極めて重要となっています。

このため、サービスの計画的な整備を促進するとともに、相互利用・共同利用などにより高齢者施策や障がい者施策の連携を図り、利用者本位の視点に立ったサービス供給体制を構築する必要があります。

施策 の 方向

1 在宅介護サービスの充実

(1) ホームヘルプサービス等

- ア 一人ひとりのニーズに応じ、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できるよう相談支援事業所を中心に支援会議の効率的な運営を図ります。
- イ 障がい者のニーズを的確に把握し、24時間対応できるホームヘルプサービスなどの充実を図ります。

(2) ショートステイ

- ア 家庭での介護が一時的に困難になった場合などに利用するショートステイの利用の促進を図ります。
- イ 重度身体障がい者が特別養護老人ホーム等でショートステイを利用できるよう、より身近なところでサービスが受けられる体制づくりを進めます。

(3) タイムケア

障がい者や家族が主体的にサービスを選択し、質の高い地域生活を営むことができるよう、生活の状況に合わせ、必要な時に必要な時間、介護等の必要なサービスを利用できるタイムケアサービスの充実を図ります。

(4) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの利用の充実を図ります。

(5) 難病患者等の居宅生活支援

難病患者や家族の生活の質の維持・向上を図るため、難病患者等を対象としたホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付を行います。

(6) 移動支援サービス

外出する際、移動に困難がある障がい者のニーズを的確に把握し、移動支援サービスの充実を図ります。

(7) 日中一時支援サービス

日中活動の場で、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を希望する障がい者のニーズを的確に把握し、サービスの充実を図ります。

(8) 訪問入浴サービス

家族の介護のみでは入浴が困難な方のために、訪問入浴サービスの充実を図ります。

2 福祉機器の普及促進

(1) 義肢類、車いす等の補装具を給付します。

(2) 特殊寝台、ファックス等の日常生活用具を給付します。

3 介護者支援

(1) 在宅介護者のリフレッシュを図るため、宿泊・日帰りにより介護者同士の交流会や健康相談等を行います。

(2) 重度心身障がい者等を3か月以上介護している者に慰労金を支給します。

第6節

施設サービスの充実

現状
と
課題

ノーマライゼーションの理念が障がい者施策の基本的な考え方として定着するに従い、施設が果たすべき役割も大きく変化しており、障がい者や家族の状況により在宅生活が困難となった場合の療育・生活の場としての機能に加え、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業のサービスを提供する地域福祉の拠点としての機能が求められています。

障害者自立支援法の施行に伴い、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた利用しやすい障害者支援施設の整備・充実が求められています。

こうした社会情勢の変化やニーズを十分考慮しつつ、住み慣れた地域で必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な施設整備を進める必要があります。

施策
の
方向

1 施設整備と適正処遇の向上

(1) 障がい者の地域生活を支援するため、障害者支援施設の整備充実を図ります。

(2) 福祉会館の施設整備・充実を図ります。

(3) 施設利用者の障がいの重度化、高齢化に対応した適正な処遇向上を促進します。

第7節

障がいの予防・早期発見体制の充実

現状
と
課題

疾病や障がいを早期に発見し適切な治療を行うことにより、障がいの予防、軽減を図ることが可能です。特に、乳幼児期の母子保健施策は生涯にわたる健康づくりの出発点であるとともに、その基本となるものであり、極めて重要な意義を持っています。

一方、がん、脳血管疾患、心臓病などの生活習慣病による死亡者は、全死亡者の6割を占めるとともに、障がいの原因となる疾病の多くが生活習慣病に因っており、その予防もますます重要となっています。

このため、乳幼児期から高齢期に至るまで、一貫した保健サービスを提供し、障害の予防・早期発見体制を充実する必要があります。

施策
の
方向

1 母子保健等の充実

- (1) マタニティーセミナーや育児教室を通じ妊娠、子育て等についての健康教育を推進します。
- (2) 保健師による新生児・乳幼児等に対する家庭訪問を通じ、きめ細かな相談指導や育児支援を行います。
- (3) 妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導等の母子保健対策事業を実施し、疾病の予防、異常の早期発見、早期治療を推進します。

2 健康づくりの推進

- (1) 壮年期からの健康づくりやがん検診等を促進するとともに、予防知識の普及啓発を進めます。
- (2) 栄養・運動・休養のバランスがとれた生活の実践に向け普及・啓発を行います。
- (3) 障がい者・病弱者とその家族に対し、食生活に関する相談や家庭訪問等による栄養指導を行います。
- (4) 要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションなどの適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めます。

3 心の健康づくりの推進

- (1) こころの健康づくり講座や電話等による相談などを実施し、心の健康づくりを推進します。
- (2) 精神疾患や認知症等に関する相談指導や精神保健対策事業の充実を図ります。

- (3) 心の病は誰にでも起こりえることを周知し、須高地域自立支援協議会等との連携を図り、地域で支援できる体制づくりを進めます。

4 事故防止対策の推進

- (1) 交通事故を防止するため、学校・保育園・幼稚園・団体等において交通安全教育を行います。
- (2) 事業主や労働基準局など関係機関との連携により、職場における安全管理体制の確立や安全衛生教育の徹底等を推進し、労働災害の防止を図ります。

第8節

医療の充実とリハビリテーションの充実

現状と課題

障がい者のための医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り障がい者の自立を支援するため重要な意義を持っています。

疾病構造の変化や高齢化の進行などに伴い、増大かつ多様化している医療・リハビリテーションのニーズに適切に対応するためには、プライマリ・ケアから高度専門医療リハビリテーションに至る医療サービスの供給体制の体系的な整備を進める必要があります。

※プライマリ・ケア

家庭医（かかりつけ医）の初期治療など、個人や家庭が最初に接する医療の段階で、基本診療、一次医療、初期医療などといわれる。

1 医療の充実とリハビリテーションの充実

- (1) 市民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医等」の定着化を図ります。
- (2) 身体の障がい除去、軽減するために必要な更生医療を給付します。
- (3) 長野県立総合リハビリテーションセンター及び関係医療機関等と連携し、退院後の在宅リハビリを含めた継続的かつ適切なリハビリテーションの充実に努めます。
- (4) 高次脳機能障害については、保健、医療、福祉、雇用関係者とのネットワークに基づき、長野県立総合リハビリテーションセンターと連携して支援します。

施策の方向

第9節

保健・医療・福祉活動の基盤の充実

現状
と
課題

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、須高地域医療福祉ネットワーク推進事業を実施し、チームで支える保健・医療・福祉・介護のまちづくりを進めています。

また、障がいの重度化や障がい者の高齢化、社会参加への意欲の高まりなどに伴い、ますます増大し多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応して障がい者の地域生活を支援していくためには、サービスの担い手の養成・確保が重要な課題となっています。

このため、高度な知識・技術を備えた介護福祉士やホームヘルパー、手話通訳者などの専門的福祉従事者をはじめ、保健・医療従事者など多様な人材を養成する必要があります。

施策
の
方向

1 養成・確保の推進

- (1) 点訳・朗読ボランティアや手話通訳・要約筆記者などの養成・確保に努めます。
- (2) ホームヘルパーや相談支援専門員、サービス管理責任者などの養成確保に努めます。

2 地域福祉のネットワークづくり

- (1) ボランティア活動の振興を図るため、啓発・広報を積極的に行います。
- (2) ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図るため、地域におけるボランティア活動の拠点となるボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の調整機能の充実を図ります。
- (3) 福祉活動専門員の設置や在宅福祉サービスの取り組みに対する支援などにより、市社会福祉協議会を充実強化します。
- (4) 民生児童委員、ボランティア等の研修を充実し、活動の促進を図ります。
- (5) 須高地域自立支援協議会により、関係者の連携を図ります。
- (6) 須坂市社会福祉協議会が進める助け合い起こし事業により地域福祉の推進を図ります。

第10節

障がい者団体との連携

現状 と 課題

障がい者自ら、またはその保護者の交流、情報交換の場としての障がい者団体は、会員相互の連帯と相互支援を図る上で重要な位置を占めています。しかし、参加者数が少ないのも事実です。より多くの方の参加が望まれます。

施策 の 方向

1 障がい者団体との連携

- (1) 魅力ある団体づくりを応援します。
- (2) 団体の周知を図り、大勢の方が加入できるよう支援します。

2 須坂市障害4団体連絡会との連携

- (1) 須坂市障害4団体連絡会との連携を図ります。

第2章

自分らしく生きるために

障がい者が障がいを克服し地域の中で生活を持
けていくためには、社会的な自立のための諸施策
の展開が必要です。

このためには、社会的自立に向けた基盤づくり
として、障がいの特性に応じたきめ細かい教育体
制を確立するとともに、教育・福祉・雇用等各分
野との連携により障がい者がその適性と能力に応
じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて
社会参加できるような施策を展開する必要があります。



そのため、次の5つの重点目標の推進を図ります。

- 1 療育体制の整備
- 2 障がい児の教育の充実
- 3 生涯学習の振興
- 4 社会的リハビリテーションの充実
- 5 雇用の促進と安定

第1節

療育体制の整備

現状
と
課題

障がいのある子どもの豊かな発達を支援するためには、できる限り早期に、特に乳幼児期に、適切な診断・治療や相談、指導、訓練などを一貫して提供できる体制を整備することが重要です。

特に自閉症などの発達障害に関しては、発達障害者支援法により、早期発見、早期療育等の支援の充実が求められています。

このため、児童相談所や保健所、自閉症・発達障害支援センター等との連携強化とともに、保育所、幼稚園、学校、家庭・職場等における一貫した支援体制を充実する必要があります。

施策
の
方向

1 療育の充実

- (1) 心身に障がいのある児童や発達に支援を必要とする児童が保護者とともに通園し、機能訓練及び生活指導を行う「親子通園施設くれよん」の充実を図ります。
- (2) 特別支援保育の一層の充実を図るため、保育士の加配をします。
- (3) 発達障害については、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、早期の発達支援から地域生活までの継続的な支援を行います。
- (4) 満5歳になる児童を対象に、保育所、幼稚園・認定こども園を巡回する「5歳児すこやか相談」を実施し、スムーズな就学につなげます。
- (5) 5歳児すこやか相談で、継続した支援を必要とする児童と保護者のため、療育の場としての「すこやか教室」を開催します。
- (6) ショートステイ、タイムケア、ホームヘルプサービスなどを充実し、家庭療育を支援します。
- (7) 関係機関と連携し、保護者への相談支援を行います。

第2節

障がい児の教育の充実

現状
と
課題

教育・育成施策の推進に当たっては、心身に障がいのある児童生徒の成長のあらゆる段階において、一人ひとりの障がいの教育的ニーズに応じた多様な教育・育成の展開を図ることにより、もっとも適切な教育・育成の場を確保するという基本的視点にたった、諸条件の整備が求められています。

障がいのある児童生徒の教育は、特別な指導や配慮を必要とすることから、盲・ろう・養護学校、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室などにおいて行われていますが、教育に対するニーズが多様化するなかで、早期教育の充実や障がいのある児童生徒と他の児童生徒との交流を通じた教育が重要になっています。

障がいのある児童生徒の願いを大切にし、多様で適切な教育の場を提供するとともに、社会的な自立や参加を可能な限り実現するため、関係機関の連携による

総合的な進路指導など、教育の一層の充実を図る必要があります。須坂市では、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、平成23年4月1日より須坂小学校内に須坂市立須坂支援学校小学部を開設し、平成25年4月1日には中学部を開設しました。また、平成28年4月から長野養護学校高等部すざか分教室開室され「まなびの場」が増えました。

施策 の 方向

1 早期教育と教育相談の充実

- (1) 早期教育を総合的に推進するため、盲・ろう・養護学校、障害児施設、保育所、幼稚園等と連携を強化します。
- (2) 教育支援委員会、各小中学校の教育支援委員会の活動を機能させ、障がいのある児童生徒の教育支援の充実を図ります。
- (3) 就学前の児童を対象にした巡回教育相談を実施し、適正な就学を促進します。

2 須坂市立須坂支援学校の設置

- (1) 地域の子どもが地域とともに育つ教育環境を整備します。
- (2) 特別支援教育・障がいについて地域の理解を深めます。
- (3) 個別の指導計画を基にした個のニーズに応じた指導を充実します。
- (4) 須坂小学校との共生と居住地校との交流及び共同学習を推進します。
- (5) 地域における特別支援教育の「センター的機能」を充実します。

3 義務教育段階の教育の充実

- (1) 特別支援学級と校内の児童生徒や地域の人々との交流を促進します。
- (2) 職場体験を通じ、地域との交流を深める「ふれジョブ」を促進します。

4 教育施設等の整備

- (1) 障がいのある児童生徒の就学に当たっては、国・県の動向を注視しながら、その施設・設備の整備に努めます。

第3節

生涯学習の振興

現状 と 課題

生涯学習は自己の可能性を迫及し、自己実現を図るものとして重要な意義を持っていますが、障がい者が地域で学習できる機会が十分とはいえないこと、また、一般の各種生涯学習講座などへ参加しにくい状況があります。

今後は、いつでも、どこでも、だれもが自分の興味や必要性に応じて、身近な地域や自宅で希望する学習活動ができる環境づくりを進める必要があります。

施策 の 方向

1 学習の機会の提供

- (1) 障がい者が地域で学習できる場や機会が持てるような環境づくりに努めるとともに生涯学習に関する情報提供や普及啓発を行います。

第4節

社会的リハビリテーションの充実

現状 と 課題

障がいのある人が、それぞれの能力を十分に発揮し社会のあらゆる場面へ自由に参加していくためには、社会的な環境条件をすべての人が利用しやすいものへと変えていく「まちづくり」を推進するとともに、障がい者自身が社会のなかで自らのニーズを主体的に満たすことができる社会生活力を向上させていくことが重要です。

このため、各種訓練・援助を通じ日常生活や社会生活に必要な知識の習得、社会参加への意欲の向上などを図る社会的リハビリテーション施策を一層充実する必要があります。

施策 の 方向

1 各種生活訓練等の充実

- (1) 障がい者が地域で主体的な生活を営むことができるよう、社会生活力を高めるための支援や情報提供などを行います。
- (2) 障がい者が、主体的に自己の生活を創りあげていけるよう、本人活動に対して支援します。

第5節

雇用の促進と安定

現状 と 課題

障がい者の職業的自立のための施策が効率的に推進されるよう雇用、福祉及び教育を中心に関係機関の綿密な連携を図る必要があります。

働くことを望んでいる人はだれでもその適性と能力に応じて就労し、職業を通じた自立と社会参加を図ることができる機会が保障されることが重要です。

このため、須坂市就業支援センターの就業相談機能や各種助成金制度の活用等により雇用機会を拡大するとともに、障がい者雇用について市民、事業主等の理解を促進し、障がい者の働く場を確保する必要があります。

施策 の 方向

1 雇用率の達成指導の強化

- (1) 関係機関と連携した須坂市就業支援センターの就業相談を通じた直接的就労支援の推進を図ります。
- (2) 須高地域自立支援協議会を中心に、関係機関と連携し、企業に対し障がい者の雇用を働きかけます。
- (3) 市役所においては、障がい者雇用率の向上に努めます。

2 雇用の奨励と啓発

- (1) 関係機関との連携を一層深め、事業主に対し理解と協力を求め研修の機会を設けるなど雇用の促進を図ります。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律等により雇用を促進する各種施策のほか、市単独事業の「障害者雇用促進奨励事業」や「障害者作業施設等整備事業」の活用を進め、事業主の設備改善費負担の軽減と、障がい者の雇用の促進を図ります。
- (3) 障がい者の職業能力の向上と社会活動を充実するため、障害者技能大会への参加を促進します。

3 サポート体制の充実

- (1) 一般就労した障がい者のサポート体制の充実を図ります。

第3章

安心して生活するために

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいのある人もない人も地域で共に生活し自由に社会参加できるバリアフリー社会を築いていかなければなりません。

このため、障がい者の視点に立って、安心して暮らすことができる生活環境の整備や災害に強い地域づくりを進めるとともに、多様なニーズに応じた情報提供や、人と人、人と社会をつなぐコミュニケーション手段の確保を図り、すべての人が住みやすいまちづくりを進める必要があります。



そのため、次の5つの重点目標の推進を図ります。

- 1 まちづくりの総合的推進
- 2 住宅・生活環境の整備促進
- 3 交通・移動対策の充実
- 4 災害対策の充実
- 5 コミュニケーション手段の充実

第1節

まちづくりの総合的推進

現状
と
課題

建築物、道路、交通等における物理的な障害の除去、情報収集、コミュニケーションに当たってのハンディキャップの軽減を図ること等生活環境面における各種の改善は障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、一層の改善を図ることが必要であります。

障がい者や高齢者が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりは、公共・民間施設、公共交通機関などの個々の整備から、まち全体の在り方や思いやりの心にまで及ぶものであり、市民参加の下、行政・市民・事業者の連携を強化し総合的に推進することが重要であります。

1 まちづくりの総合的推進

施策
の
方向

- (1) ユニバーサルデザインの概念を反映した、障がい者に限らず誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
- (2) 障がい者等が利用しやすい施設などの情報提供や福祉のまちづくりへの理解を深めるための普及啓発を図ります。

第2節

住宅・生活環境の整備促進

現状
と
課題

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、地域生活の基盤としての住まい、公共的建築物や公園などの生活環境を、障がい者が利用しやすいものへと変えていくことが求められています。

このため、個々の建築物等の整備・改善を進めるとともに生活圏全体がバリアフリー化されるよう、面的な広がりのあるまちづくりを進めていく必要があります。

1 公共施設の整備

施策
の
方向

- (1) 公共施設の建設・整備に当たっては、障がい者等に配慮して整備するとともに、既存施設については、バリアフリー化を進めます。
- (2) 道路、公園等都市施設については、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や障がい者等が利用しやすい公園やトイレの建設等の整備を推進します。

2 民間施設の整備

- (1) 障がい者の身体状況や介護に配慮した施設改良に対しての相談・助言を行います。

- (2) バリアフリー新法に基づく認定特定建築物に対する税制上の優遇措置などの制度の普及を図ります。

第3節

交通・移動対策の充実

現状 と 課題

障がい者の社会参加の機会増大や行動範囲の拡大に伴い、障がい者の移動における負担の軽減を図ることが重要な課題となっています。

障がい者が移動しようとする際には、公共交通機関が利用できなかったり、移動のための手段が限られていたり、歩行の安全が確保されていないなど多くの制約があります。

このため、障がい者が自由に移動し様々な社会活動へ参加できるよう、公共交通機関や道路の整備など障がい者の利用に対応した交通移動対策を進める必要があります。

施策 の 方向

1 道路交通環境の整備

- (1) 駅の段差解消、スロープ、電光掲示板、点字案内板などの設置、改札口の拡幅、利用しやすい車両の導入など、障がいに応じた施設整備を充実するよう働きかけます。
- (2) 幅の広い歩道の整備や電線類の地中化、歩道の段差解消、視覚障害者誘導ブロックの敷設を推進します。
- (3) 関係機関と連携し、障がい者・高齢者の移動の妨げとなっている歩道の放置自転車対策及び除雪対策を推進します。
- (4) 公園などの休憩施設や公共施設に、障がい者用トイレや駐車スペースを整備します。交差点では、音響式信号機、歩行者用感应式信号機への改良等、地域の実情を踏まえた検討を行います。

2 移動手段の確保

- (1) 重度の視覚障がい者に、盲導犬の維持費を助成します。
- (2) 移動支援サービス事業により、障がい者の外出を支援します。
- (3) 身体障がい者の自動車運転免許の取得に要する経費や自動車改造に要する経費及び福祉車両購入に要する経費を助成します。
- (4) 福祉有償運送運営協議会の運営により社会福祉協議会やNPO法人等の福祉有償輸送サービスの充実を図ります。
- (5) 地域公共交通会議が運営する「すざか市民バス」（低床式車両）の運行を支援します。

第4節

災害対策の充実

現状
と
課題

障がい者は、警察・消防等への通報や相談が困難な場合があることから、その解消を図るため、的確な情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ることが必要です。

地震や台風による豪雨などの防災対策については、地域防災計画の見直し、防災訓練、防災防犯メール、啓発などを実施していますが、さらに障がい者の視点に立った対策を推進していく必要があります。特に「要配慮者」の把握や情報伝達から避難誘導に至るまでの災害に対しての避難支援体制づくりを、地域住民の協力を得ながら総合的に整備する必要があります。近年、水害や土砂災害により高齢者等の尊い人命が失われていることから、避難勧告等の具体的な発令基準が策定されています。

施策
の
方向

1 災害応急体制の整備

- (1) 障がい者の所在・状況等をプライバシーに配慮しつつ的確に把握するため、民生児童委員などの地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がい者等の迅速な安否確認や避難誘導などが行えるよう、「地域防災マップ」及び「新・地域見守り安心ネットワーク」が全自治会で完成しており、毎年見直しを行っています。
- (2) 障がい者や高齢者の災害等の緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、緊急通報装置などによる通報システムの整備を促進します。
- (3) 災害時の車イス使用者の迅速な避難を図るため、福祉輸送体制の確立を目指します。
- (4) 福祉避難所体制の整備を目指します。
- (5) 防災防犯情報を希望する聴覚障がい者に対し、ファックスや電子メールで防災防犯関連情報をお知らせするシステムの整備を推進します。
- (6) 市内の河川や土砂災害発生時には、避難行動要支援者が混乱を招くことなく迅速に安全に避難させることが求められることから、「須坂市避難勧告等発令基準」を定めて適切な運用をしています。

第5節

コミュニケーション手段の充実

現状
と
課題

障がい者、特に視覚障がい者や聴覚障がい者などは、その障がいにより情報の収集・コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあります。

災害、医療等生命に関わるものから、人と人をつなぐ手段としてなど情報・コミュニケーションの確保は障がい者が地域で安心して生活し、社会参加をしていく上で極めて重要な意義を持っています。

このため、情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保など、障がいの状況に応じて必要な情報を必要な時に、容易に入手交換できる体制の整備を進める必要があります。

施策
の
方向

1 コミュニケーション手段の充実

- (1) 手話奉仕員養成事業を充実し、手話通訳者の確保を図るとともに、市福祉課に手話通訳者を配置します。
- (2) 手話通訳者派遣事業により手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを図ります。
- (3) ファックスや意思伝達装置などの日常生活用具の給付や補装具の支給をします。

2 情報提供の充実

- (1) 広報「すざか」の点字版、CDに録音して届ける「声の広報」の作成などにより、市政の話題や施策に関する情報を提供します。
- (2) 点訳・朗読ボランティアの養成や資質の向上を図ります。

第4章

うるおいのある生活をめざして

社会経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化するなかで、自らの生活スタイルを主体的に選択し、個性豊かな生活を送ろうとする人たちが増えています。

障がい者にとっても、スポーツや芸術文化活動を行うことは、生きがいのある豊かな生活を送る上で極めて重要な意義を持っています。

障がいのある人が障がいのない人と同じように自分の価値観に合った選択をし、自己実現をめざして、社会・経済・文化その他あらゆる活動に主体的に参加できる条件を整備していく必要があります。



— そのため、次の3つの重点目標の推進を図ります。 —

- 1 スポーツ活動の振興
- 2 レクリエーション活動の振興
- 3 芸術文化活動の振興

第1節

スポーツ活動の振興

現状
と
課題

スポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保は、障がい者の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、障がい者の生活を豊かにするものであり、積極的に振興を図ることが必要であります。

特に、スポーツについては、障がい者の健康増進という視点からも大変有意義であることから、指導員、審判員等の人材養成を図る必要があります。

地域においてスポーツ、レクリエーション及び文化活動に参加することができる施設の整備を進めるとともに、その質的充実を図ることが課題であります。

施策
の
方向

1 スポーツ活動の振興

- (1) 障がいの特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員の養成講座受講を推進します。
- (2) より多くの障がい者がスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ教室の開催や、長野地区障がい者スポーツ大会等への参加を促進します。
- (3) 障がい者や高齢者が気軽に親しめるニュースポーツ等の普及を図ります。

第2節

レクリエーション活動の振興

現状
と
課題

うるおいのある生活を求めて、障がい者のレクリエーションに対する関心が高まっています。また、バリアフリー新法、長野県福祉のまちづくり条例など、障がい者が利用しやすい環境を整備するための取り組みも始まっています。

障がい者にとってレクリエーション活動は、生活を豊かにするという意義があるほかその体験・経験が大きな自信や人生を積極的に考える契機となるものであり、障がい者のレクリエーションの機会を確保していくことが求められています。

施策
の
方向

1 レクリエーション活動の振興

- (1) 障がい者のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。
- (2) 障がい者に外出の機会を提供する希望の旅事業、障害者余暇活動支援事業を行います。

第3節

芸術文化活動の振興

現状
と
課題

障がいのあるなしに関わらず、文化芸術に“いつでも”“どこでも”“だれでも”親しむことができる環境を創ることが大切です。現在、障がい者の芸術や文化活動への関心が高まり、演劇や音楽、絵画など障がい者の創作活動が盛んに行われていますが、そのつながりをさらに強めるとともに、障がいのない方との交流や連携をすすめ、互いが尊重し合う文化芸術を核とした“ひとづくり”“まちづくり”に取り組む必要があります。

施策
の
方向

1 芸術文化活動の振興

- (1) 障がい者の作品展示の積極的な展開と他団体との交流を支援し文化芸術活動の振興を図ります。
- (2) 博物館等展示資料のデジタルアーカイブ化を進め、相互に情報を提供し合い、さらにその情報を発信し、障がい者の芸術文化活動の取組みを支援します。

第5章

相互の理解を深めるために

1981年(昭和56年)の「国際障害者年」や「国連・障害者の十年」などにおける様々な施策を通じ、ノーマライゼーションの理念は市民の間にも徐々に定着してきていますが、この流れを確固たるものとし、障がいのある人もない人も「共に生きる」ことができる社会を創っていく必要があります。

このため、啓発・広報活動や交流を通じた福祉教育・学習等の充実により、すべての人が互いの気持ちや願いを大切にし尊重し合う心を育み、相互の理解と連帯を一層促進していく必要があります。



そのため、次の2つの重点目標の推進を図ります。

- 1 相互の理解の促進
- 2 権利擁護のための施策の充実

第1節

相互の理解の促進

現状
と
課題

ノーマライゼーションの理念は、長野冬季パラリンピック及びスペシャルオリンピックス冬季世界大会などの開催を通して徐々に市民の間に定着しつつありますが、心ない視線や言葉などにより人間としての尊厳を傷つけられている障がい者も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられるといった、社会的障壁を除去しなければなりません。

施策
の
方向

1 啓発・広報の推進

- (1) 障害者差別解消法の取組みや、広報すざか等を通じ啓発・広報活動を充実します。
- (2) ヘルプカードを活用した障がい者理解を促進します。

2 学校・地域における福祉教育、学習等の充実

- (1) ボランティア活動などふれあいを大切にした体験学習を実施し、個性や多様性を認め合う教育を推進します。
- (2) 学校教育の現場で地域福祉活動を行う社会福祉協力校を指定し、「福祉の心」を育てる教育を推進します。
- (3) 手話や障がいの擬似体験（車いす乗車体験、アイマスクによる視力障害体験、加齢等による機能低下の擬似体験）を通じて、障がいによる「大変さ」に気づき、誰もが暮らしやすい地域づくりのための福祉教育を推進します。
- (4) 地域住民、学校、福祉施設等と連携し、子どもも地域の一員として福祉活動に参加し、また、担い手となるよう、地域における福祉教育の充実を図ります。
- (5) 障がい者と地域住民とのふれあいを通じて、相互の理解の促進を図る「ふれあい広場」の充実を図ります。

3 ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動などを通じて、市民がボランティア活動に円滑に参加できるよう支援します。
- (2) ボランティア活動を支援するため、生涯学習の一環としてのボランティア養成講座等の開催や情報の収集・提供機能の充実を図ります。

第2節

権利擁護のための施策の充実

現状
と
課題

障がいの特性から意思能力が十分でなく、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がい者等が、安心して日常生活を営み、自らが生き方を選択・決定することができるような社会的な支援のあり方が問われています。

また、重要な基本的人権である選挙権について、視覚障がい者、聴覚障がい者や車いす使用者など、その円滑な行使に困難を伴う障がい者も多いことから、対応策の充実も課題となっています。

このため、福祉関係機関と人権擁護機関との連携を一層図るとともに、法的問題に対応する専門的な相談支援をはじめ権利の擁護や行使等のための適切な支援体制を整備・充実する必要があります。

施策
の
方向

1 権利擁護の推進

- (1) 障がい者からの法的手続きや人権等に関する相談制度の活用を図ります。
- (2) 障がい者等の権利擁護を推進するため、日常生活自立支援事業の周知と利用の促進をします。
- (3) 成年後見支援センターの設置について研究します。

2 選挙権の行使等の支援

- (1) 施設入所者や在宅の重度身体障がい者など、投票所に赴くことが困難な者を対象とした不在者投票制度、郵便投票制度の周知を図ります。
- (2) 選挙管理委員会と連携し、投票所において車いす使用者等への介添えや点字器の備え付け等を行うとともに、スロープを設置するなど、障がい者や高齢者が投票を行うために必要な整備を図ります。

須坂市障害福祉計画策定等懇話会設置要綱

（設置）

第1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定による須坂市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び第三次須坂市障害者等長期行動計画（以下「行動計画」という。）の見直しにあたり、広く市民の意見を反映させるため、須坂市障害福祉計画策定等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（任務）

第2 懇話会の委員は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しに関し、意見又は提言を述べるものとする。

（組織）

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）障害者支援団体及び障害福祉サービス事業者等の関係者

（2）学識経験者

（3）公募による市民のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4 懇話会の委員の任期は、福祉計画の策定及び行動計画の見直しが終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員が互選する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するとき、市長が招集する。

2 懇話会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

平成22年度 須坂市障害福祉計画策定等懇話会名簿

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

職 名 (団 体 等)	氏 名
須坂市社会福祉協議会会長	◎ 吉 池 武
須坂市身体障害者福祉協会理事長	○ 飯 川 憲 一
須坂市はげみ会会長	黒 岩 恵 利 子
須坂市手をつなぐ育成会会長	松 本 善 雄
須坂市精神障害者家族会ときわ会会長	樋 口 妙 子
知的障害者更生施設須坂悠生寮寮長	塩 川 文 俊
須坂市ボランティア連絡協議会会長	神 屋 初 枝
須坂市民生児童委員協議会障害福祉部会長	菅 原 憲
須高医師会会長	大 峽 星 夫
須高地域障害者支援センター相談支援専門員	富 岡 由 紀 子
地域活動支援センターピアハウス相談支援専門員	若 槻 千 穂
精神障害者授産施設ぶどうの家所長	丸 田 孝 雄
すこう福祉会理事長	山 口 長 志
夢工房福祉会常務理事	堀 川 勝 巳